

令和6年度（2024年度） 歳末たすけあい募金運動
枚方市社会福祉協議会 障害者が店舗を利用するための改修助成事業
実施要領

1. 目的

歳末たすけあい募金配分金を活用して、平成28年4月より施行された障害者差別解消法をふまえて、障害を理由とする差別の解消を目指し、障害がある人にも住みよいまちづくりを推進することを目的に本助成事業を実施する。

※社会情勢の変化とともに、地域の福祉課題も複雑多岐なものとなっています。このような状況のもと、新たな地域福祉課題に対応するため、本助成制度は柔軟に見直しを行うものとします。

2. 助成対象及び助成事業内容

助成対象	助成事業内容
障害のある人が店舗を利用するために必要な改修を行う枚方市内の店舗や事業所等	障害を理由とする差別を解消するために、障害がある人が利用しやすい配慮や工夫（合理的配慮）を行った事業所等に対し、それにかかった費用の一部を助成することにより、事業所等の意識改革をうながすきっかけづくりとする。

※助成事業所（店舗）の改善内容は社協HPなどで紹介する場合があります。

※但し、以下に該当する事項は対象外とする。

- ・国や地方公共団体の補助金や助成金等を受けている事業所
- ・他の民間機関（財団等）から助成を受けている事業所
- ・個人が利用するもの（家族・従業員等）

～ 助成額 ～

1事業所（店舗）1回限りの助成とし、総額の自己負担15%以上を支出した上で、助成上限額は、100,000円以内とする。

※この助成には、審査があります。事前にご相談ください。

障害がある人が利用しやすい配慮や工夫の具体例

- 車椅子でも利用しやすいよう高さが調整できるテーブルを設置するための費用
- コミュニケーションを取るための筆記ボードを設置するための費用
- トイレや部屋の案内板を分かりやすく表示するための費用
- 障害のある人も使いやすいイスなどを設置するための費用
- 手すりや段差解消のためのボードなどを設置するための費用 など…

3. 募集期間

令和6年6月3日（月） ～ 令和7年2月28日（金）

（窓口受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時30分）※期間内上限に達した場合は締め切り、ホームページなどでお知らせをします。

4. 助成事業実施期間

令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日の間に行う事業
※申請する際は、事前に相談することができます。また、書類作成や用途などのご相談やご質問がある場合は、お問い合わせ（下記参照）ください。

5. 募集方法

- (1) 令和6年6月1日号『社協だより』に掲載
- (2) 5月下旬より、枚方市社会福祉協議会のホームページに実施要領、申請書など様式一式を掲載
- (3) 実施要領等は社会福祉協議会・総務課で配布

6. 助成の申請方法

所定の申請書と必要書類を下記へ提出する。

(1) 申請書 (2) 領収証

※申請書に書ききれない場合は、別途添付してください。書式は、自由。

7. 助成金の取り消し・返還

助成金を申請内容以外に使用した場合や期日までに必要な手続を行わなかった場合などは、助成金の決定を取り消し、すでに助成金が交付されている場合は返還していただきます。

8. 書類提出及び問い合わせ先

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会 総務課

〒573-1191 枚方市新町2丁目1-35（枚方市立総合福祉会館4階）

TEL 072-844-2443 FAX 072-807-5779

【提出書類】

	書 類 名	説 明
申 請 時	(1) 申請書 ※様式1 (2) 施工に関する見積書 (3) 改修前の写真	(1) 記述しきれない場合は、資料別添可。 (1) 助成金の使途を詳しくご記入下さい。 (2) 自己負担が総額の15%を超えること。 (3) 改修箇所がわかるように撮影すること。
報 告 時	(1) 請求書 様式2 (2) 振込口座の通帳の写し (3) 報告書 様式3 (4) 領収書の <u>原本</u> (5) 改修後の写真	(1) 振込名義は原則的に事業所名もしくは、 事業所の代表者名に限ります。 振込先の支店・口座番号等記入間違いがない ようご注意ください。 (3) 記述しきれない場合は、資料別添可。 (4) 領収書の原本を提出して下さい。 <u>原本の提出が難しい場合は、コピーに団体名・代 表者の氏名と押印をしたものを提出して下さい。</u> (5) 改修箇所がわかるように撮影すること。

～ 申請から振込までの流れ ～



- 入口の手すりや段差にスロープを付けたり、高さの調節ができるテーブルを置くと車イスの人も入りやすくなるかな？
- 耳の聞こえない人のために筆記ボードを置こうかな？ などなど・・・

身体に障害がある人に対しての利用しやすいよう配慮や工夫を考え、この助成を使いたいが・・・

- 障害者が、利用しやすいよう対策を実施したので、助成を利用する。
- これから、障害者が利用しやすいよう対策を実施したいが、書類の作成をどのようにすればいいかわからない。 など・・・



～ 注 意 ～

申請した内容について、社協だより（年4回発行）や社会福祉協議会のホームページに掲載する場合があります。

問合せ先

枚方市社会福祉協議会 総務課

住所：枚方市新町2-1-35

☎072-844-2443 / FAX072-807-5779